

<裁判例 No.12>

名古屋高裁令和元年11月22日

※ 原審 裁判例 No.10

名古屋地裁平成31年4月12日

【出典】

D1-Law 28281128

先物取引裁判例集82号47頁

消費者法ニュース123号288頁

兵庫県弁護士会ウェブサイト掲載判例

【取引類型】

商品先物

【原告の属性】

昭和43年生まれ男性(本件取引開始時、39歳)。大学卒業後に鍼灸師資格を取得し、美顔エステティックや鍼灸治療・光線治療の業務を行っており、両親が経営する会社の専務取締役も務めており、約2000万円の金融資産を保有していた。本件取引以前に商品先物取引の経験はないが、数種類の金融商品取引により資産運用。

【違法要素】

適合性原則違反(取引開始時)→×

適合性原則違反(増額申出以降)→○

説明義務違反→×

一任売買→×

誠実公正義務違反→○

【指導助言義務に関する判示】

1審被告担当者らが、商品先物取引の未経験者であった1審原告に対し、取引回数や取引金額を抑制するよう指導・助言したことはうかがわれず、かえって、虚偽の金融資産の申告に基づく投資可能資金額の増額に関与し、適合性原則に反して、多種多様な銘柄についての頻回な取引を継続させたことはア(イ)に判示したとおりであるから、本件取引に係る1審被告担当者らの勧誘に、1審被告担当者らが1審原告に対して信義則上負担する指導・助言義務に反する違法があることは明らかというべきである。

これに対し、1審被告らは、1審被告担当者らが指導・助言義務を負う法的根拠はなく、

指導・助言義務は法的義務とはいえ、然るべき助言や配慮をしていた旨主張する。

しかしながら、1審原告については、1審被告Y1から商品先物取引の仕組みや危険性について説明を受けて一応の理解をし（上記イ）、C及びDにより相場の変動状況等を確認することが可能な状況にあって、現に継続的に確認していた（上記ウ（イ））とはいえ、商品先物取引の未経験者であった1審原告が、1審被告担当者らが有する知識・経験・情報とその分析力を信頼し、その助言を踏まえて本件取引に係る意思決定をしていたことは容易に推認することができるから、そうした信頼関係にある1審原告と1審被告担当者らの間では、1審被告担当者らは、1審原告に対し、信義則上、積極的な指導・助言義務を負うというべきである。

【指導助言義務の発生根拠】

信義則

【過失相殺】

6割（原審7割）